

答 申 第 1 6 6 号
平成16年6月16日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年3月7日付け成改第320号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成12年7月31日付けで提起された、平成12年6月16日付け成改第123号で行った公文書不存在等通知に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成12年6月16日付け成改第123号で行った「平成11年11月下旬及び12月1日に公開された文書中には存在しなかったが、12年5月17日千葉簡裁調停に判事及び調停員に提示した〇〇及び〇〇両名の押印の報告書7部の公開（時期はH8.9～H9.4下旬）の間の〇〇との接渉記録(?)」の公文書不存在等通知の取消しを求めるというものである。（公開請求書には千葉地裁と記載されているが、異議申立書及び実施機関の主張から千葉簡裁と判断し記載した。）

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

平成12年5月17日、千葉簡裁における調停時に判事及び調停委員2名計3名に、証拠として千葉県が提示した7部（〇〇及び〇〇両名の異議申立人との接渉記録）は、判事及び調停委員2名計3名が口をそろえて県職員全員の前で存在を認め、異議申立人は判事及び調停委員立会いの上で前記公文書7部の公開請求を即時要求したが、県は拒絶した。

よって、「請求に係る文書は存在しない。」との回答は何人たりともはなはだ納得できない。よって、上記7部の文書公開を即時求める。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 決定の内容について

千葉県が事業主体の県営かんがい排水事業(特定地域型)根木名川地区は平成6年度に着工し平成14年度に完了した。

本事業に関連し、平成8年度県営かんがい排水事業幹線用水路工事において、工事場所に隣接するビニールハウスに損傷を受けたとして異議申立人から損害賠償請求の調停申し立てが行われ、「平成12年5月17日千葉簡裁調停に判事及び調停員に提示した〇〇及び〇〇両名の押印の報告書

7部」の公開請求に対し不存在とした。

(2) 不存在の理由について

平成12年5月17日の千葉簡易裁判所の調停時に、調停委員に提示したのは写真のみであり、請求の内容が特定できなかったため、異議申立人に内容を確認したが、回答が得られなかった。同日の千葉簡易裁判所の調停時に判事及び調停員に提示したとされる、〇〇及び〇〇両名の押印の報告書7部は作成していないため存在しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 県営かんがい排水事業（特定地域型）根木名川地区について

既存の施設を抜本的に改修し、取水の安定化、ポンプ運転操作の簡素化及び用水の安定送水を図るため、平成6年度に事業が開始され、平成14年度に完了した。

(2) 公開請求について

異議申立人は前記の事業に関連して公開請求を行っており、本異議申立て事案に係る請求の内容は、要約すると次のとおりである。

平成12年5月17日に千葉簡易裁判所で行われた調停の際に、判事及び調停員に提示した〇〇及び〇〇両名の押印の報告書7部

(3) 実施機関の決定について

実施機関は文書を作成していないとして公文書不存在等決定通知書により、不存在とした。

(4) 本件文書の不存在について

実施機関は、作成していないため存在しない旨主張しているため、以下検討する。

異議申立人は県を相手方として損害賠償に係る調停申立てを行っており、千葉簡易裁判所で調停が行われたが、平成12年5月17日の調停期日において不調となったことが、実施機関及び異議申立人の主張から確認される。

異議申立人の請求は、同日の調停の際に実施機関が調停委員に提示した報告書7部の公開を求めるといえるものであるが、実施機関の説明によれば、当日、調停委員に提示したのは写真のみであり、請求の趣旨を確認しようとしたが、回答が得られず、不存在とした旨説明している。

改めて実施機関に確認したところ、同日の調停の際に調停委員に提示したものは確かに写真だということであった。

千葉簡易裁判所に確認したところ、調停申立書及び指定書が提出書類として綴られているのみであり、その他の資料については確認できなかった。しかし、調停時に写真等の資料を調停委員に示すことは何ら特殊な行為ではなく、一般的にも行われることであると認められる。

さらに、異議申立人の主張には、「報告書」がどのようなものなのか、具体的に示されておらず、また、書架等に現に異議申立人が主張する「報告書」の存在は確認できなかった。

結果として、実施機関が同日の調停の際に調停委員に提示したものが写真だとする実施機関の説明をくつがえす根拠は見当たらず、同日の調停の際に調停委員に提示したものは写真であったと判断せざるを得ない。

そうすると、写真は異議申立人の請求の趣旨を満たすものとは認められないことから、請求に係る文書は存在しないと判断される。

(5) 異議申立人のその余の主張について

本件文書の不存在に係る主張以外のその余の異議申立人の主張は本件公開請求に直接関係するものではないことから、当審査会は判断しない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件文書の不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 3. 7	諮問書の受理
15. 4. 25	実施機関の理由説明書の受理
15. 11. 21	審議 実施機関から不開示理由の聴取
16. 1. 27	審議
16. 5. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	首都圏新都市鉄道（株）常務取締役 城西国際大学非常勤講師	部 会 長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成16年5月28日現在)